

獣医師法

(昭和24年6月1日号外法律第186号)

最終改正：平成25年12月13日号外法律第103号

第1章 総 則

(獣医師の任務)

第1条 獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事をつかさどることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発達を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与するものとする。

(定 義)

第1条の2 この法律において「飼育動物」とは、一般に人が飼育する動物をいう。

(名称禁止)

第2条 獣医師でない者は、獣医師又は、これに紛らわしい名称を用いてはならない。

第2章 免 許

(免 許)

第3条 獣医師になろうとする者は、獣医師国家試験に合格し、かつ、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めて、農林水産大臣の免許を受けなければならない。

(免許を与えない場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条の免許を与えない。

- 一 未成年者
- 二 成年被後見人又は被保佐人

第5条 次の各号のいずれかに該当する者には、第3条の免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により獣医師の業務を適正に行うことができない者として農林水産省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、獣医師道に対する重大な背反行為若しくは獣医事に関する不正の行為があった者又は著しく徳性を欠くことが明らかな者
- 五 第8条第2項第四号に該当して免許を取り消された者

2 前項各号のいずれかに該当する者から免許の申請があったときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて免許を与えるかどうかを決定しなければならない。

(獣医師名簿)

第6条 農林水産省に獣医師名簿を備え、獣医師の免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証)

第7条 第3条の免許は、獣医師名簿に登録することによって与えられる。

2 農林水産大臣は、第3条の免許を与えたときは、獣医師免許証を交付する。

(免許の取消し及び業務の停止)

第8条 獣医師が第4条各号の一に該当するとき、又は獣医師から申請があったときは、農林水産大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

一 第19条第1項の規定に違反して診療を拒んだとき。

二 第22条の規定による届出をしなかったとき。

三 前二号の場合のほか、第5条第1項第一号から第四号までの一に該当するとき。

四 獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき。

3 前項の規定により意見を聴かれたときは、獣医事審議会は、当該獣医師に、当該処分の原因となる事実を文書をもって通知し、意見の聴取を行わなければならない。

4 前項の意見の聴取に際しては、当該獣医師又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

5 当該獣医師又はその代理人は、第3項の規定による通知があった時から意見の聴取が終結する時までの間、農林水産大臣に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調査書その他の当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、農林水産大臣は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

6 前三項に定めるもののほか、獣医事審議会が行う意見の聴取に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

7 第2項の規定による処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

(免許の申請手続等)

第9条 この章に規定するもののほか、免許の申請、獣医師名簿の登録、訂正及び抹消並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納については、農林水産省令で定める。

第3章 試 験

(試験の目的)

第10条 獣医師国家試験は、飼育動物の診療上必要な獣医学並びに獣医師として必要な公衆衛生に関する知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第11条 獣医事審議会は、農林水産大臣の監督の下に、毎年少なくとも1回、獣医師国家試験及び獣医師国家試験予備試験を行わなければならない。

(受験資格)

第12条 次の各号の一に該当する者でなければ、獣医師国家試験を受けることができない。

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において獣医学の正規の課程を修めて卒業した者

二 外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者であって、獣医事審議

会が前号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したもの

三 獣医師国家試験予備試験に合格した者

- 2 前項第三号の獣医師国家試験予備試験は、外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者（同項第二号に該当する者を除く。）であって、獣医事審議会が適当と認定したものでなければ、受けることができない。

(合格者名簿の提出)

第13条 獣医事審議会は、獣医師国家試験に合格した者の名簿を農林水産大臣に提出しなければならない。

(不正受験者の処置)

第14条 獣医師国家試験又は獣医師国家試験予備試験に関して不正の行為があったときは、獣医事審議会は、当該不正行為に関係がある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(受験手数料)

第15条 獣医師国家試験又は獣医師国家試験予備試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(試験科目等)

第16条 獣医事審議会は、試験期日の4月前までに、試験の科目、試験を行う場所及び日時、受験手続その他試験に関する細目を定めて、農林水産大臣に報告しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、試験期日の3月前までに、前項の試験に関する細目を公告しなければならない。

(臨床研修)

第16条の2 診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設（以下単に「診療施設」という。）又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとする。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により指定した診療施設が臨床研修を行うについて不適當であると認められるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。

- 3 農林水産大臣は、第1項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聴かななければならない。

第16条の3 前条第1項に規定する診療施設の長は、当該診療施設において同項の臨床研修を行った者があるときは、当該臨床研修を行った旨を農林水産大臣に報告するものとする。

(農林水産省令への委任)

第16条の4 前2条に規定するもののほか、第16条の2第1項の臨床研修の実施の期間及び診療施設の指定、前条の規定による報告その他の臨床研修の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(臨床研修の実施に関する援助)

第16条の5 農林水産大臣は、第16条の2第1項の臨床研修の円滑な実施を図るため、同

項に規定する診療施設の長に対し、必要な資料の提供、助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

第4章 業 務

(飼育動物診療業務の制限)

第17条 獣医師でなければ、飼育動物（牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずらその他獣医師が診療を行う必要があるものとして政令で定めるものに限る。）の診療を業務としてはならない。

(診断書の交付等)

第18条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第9項に規定する再生医療等製品をいい、農林水産省令で定めるものに限る。第29条第二号において同じ。）の使用若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

(診療及び診断書等の交付の義務)

第19条 診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療し、出産に立ち会い、又は検案をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(保健衛生の指導)

第20条 獣医師は、飼育動物の診療をしたときは、その飼育者に対し、飼育に係る衛生管理の方法その他飼育動物に関する保健衛生の向上に必要な事項の指導をしなければならない。

(診療簿及び検案簿)

第21条 獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検案をした場合には、検案に関する事項を検案簿に、遅滞なく記載しなければならない。

2 獣医師は、前項の診療簿及び検案簿を3年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、必要と認めるときは、その職員に、獣医師について、診療簿及び検案簿（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。

4 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により得た検査の結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

5 第3項の規定により検査する場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(届出義務)

第22条 獣医師は、農林水産省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年1月31日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

(経過措置)

第23条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第5章 獣医事審議会

(設置)

第24条 獣医師国家試験に関する事務その他この法律及び獣医療法（平成4年法律第46号）によりその権限に属させられた事項を処理させるため、農林水産省に獣医事審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから農林水産大臣が任命する。

- 一 獣医師が組織する団体を代表する者
- 二 学識経験がある者

第26条 審議会の委員の任期、報酬及び旅費その他この法律に規定するものの外審議会に關して必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰 則

第27条 次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第17条の規定に違反して獣医師でなくて飼育動物の診療を業務とした者
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて、獣医師の免許を受けた者

第28条 第8条第2項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第2条の規定に違反して獣医師又はこれに紛らわしい名称を用いた者
- 二 第18条の規定に違反して診断書、出生証明書、死産証明書若しくは検案書を交付し、又は劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品の使用若しくは処方をした者
- 三 第19条第2項の規定に違反して診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を拒んだ者
- 四 第21条第1項の規定に違反して診療簿若しくは検案簿に記載せず、又は診療簿若しくは検案簿に虚偽の記載をした者
- 五 第21条第2項の規定に違反して診療簿又は検案簿を保存しなかった者
- 六 第21条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則

- 1 この法律は、昭和24年10月1日から施行する。
- 2 昭和24年においては、第11条の規定にかかわらず、獣医師国家試験は、行わない。
- 3 この法律施行の際現に家畜の診療施設を開設している者は、この法律施行の日から30日以内に、当該施設の所在地を管轄する都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。
- 4 獣医師法（大正15年法律第53号。以下「旧法」という。）、獣医師法等の臨時特例に関する法律（昭和15年法律第92号）及び獣医師法第2条の臨時特例に関する法律（昭和17年法律第18号）は、廃止する。
- 5 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律施行後でも、なお従前の例による。
- 6 昭和25年3月31日までに旧法第1条第2項各号の一に該当する資格を得た者は、昭和25年6月30日までは、獣医師国家試験に合格しないでも、この法律の規定に従い、獣医師の免許を受けることができる。
- 7 前項に規定する者であって自己の責に帰せられない事由により昭和25年6月30日までに同項の規定により獣医師の免許を受けることができなかつた者は、その期間経過後でも昭和28年12月31日までは、同項に準じ獣医師の免許を受けることができる。
- 8 第5条第2項の規定は、前項に規定する者の免許に準用する。
- 9 この法律施行の際旧法第1条の規定によって獣医師の免許を受けている者は、この法律の規定によって免許を受けた獣医師とみなす。
- 10 旧法第12条の規定によってした獣医師の免許の取消又は業務の停止の処分は、第8条の規定によってしたものとみなす。
- 11 この法律施行の際、獣医師法等の臨時特例に関する法律第1条の規定によって獣医手の免許を受けている者であって、現に同法第2条の規定によって業務として家畜の疾病に関する診療を行っているものは、この法律施行の日から1年間を限り、農林水産大臣の定めるところにより、第17条の規定にかかわらず、その業務（鶏の診療の業務を含む。）を行うことができる。この場合においては、第8条、第9条、第18条から第21条まで、第28条及び第29条第二号から第六号まで並びに前項の規定は、獣医手に準用する。
- 12 前項に規定する者は、家畜伝染病予防法（大正11年法律第29号）、麻薬取締法（昭和23年法律第123号）及び薬事法（昭和23年法律第197号）の適用については、獣医師とみなす。
- 13 この法律施行の際旧法附則第5項の規定により効力を有する獣医仮免状は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。
- 14 農林水産大臣は、申請により、仮免状の有効期間を更新することができる。
- 15 この法律の規定は、第13項の仮免状を有する者に準用する。
- 16 学校教育法附則第3条の規定により旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校として存続した学校で審議会が認めたものは、第12条第一号の大学とみなす。
- 17 第6項、第7項若しくは、第18項又は旧法第1条の規定により獣医師の免許を受けた者であって、4年以上獣医師としての経験があるものは、第12条の規定にかかわらず、

獣医師国家試験を受けることができる。

18 この法律の附則第11項に規定する者は、この法律の附則第4項の規定にかかわらず、この法律施行の日から1年間を限り、旧法第1条第2項第二号の獣医師試験を受けて合格した時は、この法律の附則第6項の規定にかかわらず、獣医師国家試験に合格しなくても、この法律の規定に従い、獣医師の免許を受けることができる。この場合においては、同条第2項第二号及び第3項の規定は、なおその効力を有する。

19 第6項若しくは第7項の規定により免許を受けた獣医師又は第9項の規定により免許を受けたものとみなされる獣医師は、新制獣医師の称号を用いてはならない。

附 則〔昭和28年8月15日法律第213号抄〕

1 この法律は、昭和28年9月1日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和29年4月22日法律第71号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和29年5月1日から施行する。

附 則〔昭和52年5月27日法律第47号〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号の一に該当する者は、改正後の第12条の規定にかかわらず、獣医師国家試験を受けることができる。

一 この法律の施行の際現に改正前の第12条各号の一に該当する者

二 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第12条第一号の大学に在学し、施行日以後に改正前の同号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に改正後の同号の大学に新規に入学してこれを卒業することにより、改正前の同号に規定する要件に該当することとなった者を除く。）

3 外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者に関する第12条第二号の規定の適用については、施行日以後5年間は、同号中「前号に掲げる者」とあるのは、「獣医師法の一部を改正する法律（昭和52年法律第47号）による改正前の獣医師法第12条第一号に掲げる者」とする。

附 則〔昭和53年4月24日法律第27号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和53年5月23日法律第55号抄〕

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和53年7月5日法律第87号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和56年5月19日法律第45号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和57年7月16日法律第66号〕

この法律は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則〔昭和57年7月23日法律第69号抄〕

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(経過措置)

9 この法律（附則第1項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第3項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔昭和58年5月25日法律第55号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、昭和59年4月1日から施行する。

(獣医師国家試験の受験資格に係る経過措置)

4 施行日前に改正前の学校教育法に基づく大学に在学した者（施行日以後に改正後の学校教育法第55条第4項の規定による獣医学の正規の課程を修めて大学を卒業した者を除く。）については、改正後の獣医師法第12条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則〔昭和59年5月1日法律第23号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成4年5月20日法律第45号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成4年8月政令272号により、平成4・9・1から施行〕

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第3条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成5年11月12日法律第89号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行の日〔平成6年10月1日〕から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第2条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第13条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相

当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第13条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第14条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第15条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成11年7月16日法律第87号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

(獣医師法の一部改正に伴う経過措置)

第78条 施行日前に第246条の規定による改正前の獣医師法第21条第3項の規定により得た検査の結果については、第246条の規定による改正後の同法第21条第4項の規定は、適用しない。

(国等の事務)

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第160条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後の

それぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

- 2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。
附 則〔平成11年7月16日法律第102号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日〔平成13年1月6日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔略〕
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成11年12月8日法律第151号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。〔後略〕

(経過措置)

第3条 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一～二十五〔略〕

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔平成11年12月22日法律第160号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第1301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第1302条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第1303条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の

例による。

(政令への委任)

第1344条 第71条から第76条まで及び第1301条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成11年12月22日法律第160号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第1344条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成14年5月15日法律第43号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成14年7月政令251号により、平成14・7・14から施行〕

(罰則に係る経過措置)

第2条 この法律（前条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成14年6月14日法律第70号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。〔後略〕

(獣医師法の一部改正に伴う経過措置)

第6条 前条の規定による改正後の獣医師法第21条第2項の規定は、施行日以後にされた診療又は検案に係る診療簿又は検案簿について適用し、施行日前にされた診療又は検案に係る診療簿又は検案簿の保存期間については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第7条 この法律の施行前にした行為並びに附則第3条第4項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(食品の安全に関する行政の見直し)

第8条 政府は、牛海綿状脳症の発生を予防できなかったことにかんがみ、関係府省の連携を強化する観点から、生産から消費に至る食品の安全に関する行政の抜本的な見直しにつき検討するものとする。

附 則〔平成16年12月1日法律第150号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則〔平成19年6月27日法律第96号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成19年12月政令362号により、平成19・12・26から施行〕

附 則〔平成25年11月27日法律第84号抄〕

沿 革

平成25年12月13日号外法律第103号〔薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律附則17条による改正〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第64条、第66条及び第102条の規定は、公布の日から施行する。

〔平成26年7月政令268号により、平成26・11・25から施行〕

(処分等の効力)

第100条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第101条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第102条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成25年12月13日法律第103号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第17条の規定 薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の公布の日〔平成25年11月27日〕又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日